

## 第5章 証券市場等に関する制度の企画・立案

### 第1節 証券市場の改革促進プログラム(資料5 - 1 - 1参照)

#### 経緯

証券市場の構造改革については、13年8月に「証券市場の構造改革プログラム」として、第一弾を発表したが、その後も引き続き幅広い視点から、証券市場全般の抜本的な見直しを行い、その結果を取りまとめ、14年8月6日、これを「証券市場の改革促進プログラム」(証券市場の構造改革第二弾)として、発表した。

証券市場のあり方については、かねがね中長期的な課題も含めて検討しておくことが必要であると考えており、14年7月に公表した「将来ビジョン」においてもそうした考え方が盛り込まれているところである。またその在り方を検討するに当たっては、何よりも、証券市場の実態を的確に把握し、有識者や市場関係者から幅広く意見を求めていくことが重要である。こうした認識の下、14年5月より、証券市場を巡る様々な論点について、市場仲介者、機関投資家、研究者、法曹関係者、一般投資家などから網羅的にヒアリングを実施してきたが、具体的な成案が得ることができたので、発表することとしたものである。

#### 概要

このプログラムは、改革の基本的な柱として、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家が安心して投資できる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築を掲げており、この3つの柱に沿って、発行体である企業、市場仲介者、市場解説者、投資家に関する制度について早急に改革を検討し、包括的な取組を迅速に実施することとした。

#### 具体的施策

誰もが投資しやすい市場の整備については、

- ・ 証券会社による販売チャネルの拡充等(最低資本金の引下げ・主要株主ルールの導入、証券仲介業制度の導入)
- ・ 銀行等における有価証券の販売(銀行と証券会社の共同店舗の実現、銀行等の有価証券売買の書面取次ぎ)
- ・ 信頼される投資信託・投資顧問サービスの確立(最低資本金の引下げ・主要株主ルールの導入)
- ・ 投資知識の普及・情報の提供
- ・ 投資家の積極的な参加を促す税制措置の要望

投資家が安心して投資できる市場の確立については、

- ・ 証券取引等監視委員会の体制・機能の強化
- ・ 米国の不正会計事件を踏まえた会計・監査の充実・強化(監査法人等に対する監督の強化、公認会計士制度のあり方の見直し)
- ・ 市場における公正な取引の確保(信用取引について価格ルールを導入、マーケ

- ットメイク制度について顧客注文の最良執行の義務付け)
  - ・ ディスクロージャーの充実(上場企業の四半期開示の充実)
  - ・ 投資家の立場に立ったコーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化(決算短信及び有価証券報告書に係る「ガバナンス情報」の充実)
- 効率的で競争力のある市場の構築については
- ・ 世界に目を向けた中長期的な我が国市場のあり方の検討
  - ・ 取引所市場、店頭市場、私募債市場のルール整備(上場廃止基準の厳格化、海外取引所端末の設置に係る規定整備、グリーンシート市場の拡充)
  - ・ 円滑な市場取引を支える証券決済システムの改革の推進
  - ・ 証券化・流動化の促進(住宅ローン証券化市場の育成、銀行等の貸出債権の証券化の促進に向けた環境整備)
- を行うこととした。

## 第2節 証券取引法等の改正(資料5 - 2 - 1参照)

### 経緯

近年、証券市場については、いわゆる金融ビッグバンをはじめとして、様々な改革が実施され、その成果は、売買委託手数料の大幅な低下、ネット専業証券などの特色ある証券会社の登場、銀行による投資信託の販売の増加等として現われてきている。しかしながら、実体経済の停滞や証券市場の低迷があるとはいえ、我が国における個人金融資産は、諸外国とは異なり、依然として預金中心となっており、株式等への投資割合はむしろ減少傾向となっている。

こうした状況を踏まえ、金融庁は、第1節でも述べたとおり、14年8月6日に、「証券市場の改革促進プログラム」を公表し、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築、という三つの柱に沿った包括的な取組みを定めた。その後、金融審議会の金融分科会第一部会において、同プログラムに盛り込まれた内容を中心として精力的な議論・検討が積み重ねられ、同年12月16日に、制度改革についての具体的提言を盛り込んだ報告書「証券市場の改革促進」が取りまとめられるに至った。

金融庁は、この報告書を受け、法律改正を要する事項について立法作業を進め、証券取引法等の整備を内容とする「証券取引法等の一部を改正する法律案」を取りまとめ、15年3月14日に第156回国会に提出した。同法案は、5月13日には衆議院、5月23日には参議院でそれぞれ可決・成立に至り、5月30日に公布された。

### 法律の概要

#### 1. 証券仲介業制度の創設

現在、証券会社等の店舗網は限られていることなどを踏まえ、投資家が証券取引を行うことのできる場の拡充・多様化を図り、より身近な場所で証券取引がで

きることを目的として証券仲介業制度を創設した。

具体的には、証券仲介業者は、証券会社等の委託を受け、有価証券の売買の媒介等の証券仲介行為について、法人・個人を問わず、登録を受けることにより営めることとした。

## 2．証券会社等の主要株主ルールの整備

証券会社・投資信託委託業者・認可投資顧問業者の経営に影響力を有しうる主要株主（原則として20%以上の議決権の保有者）について、今回、その最低限の資質が確保されるよう、不適格者を排除できる制度を整備することとした。

具体的には、証券会社等が登録等を行うに当たり、主要株主については、その適格性（過去の行政処分歴、犯罪歴等）を確認することとともに、証券会社等の業務開始後に20%以上の議決権保有者となった者には、自らが適格者である旨の届出を義務づけた。また、不適格な主要株主については、行政当局による株式の売却命令等を通じて排除することを可能とした。

## 3．協同組織金融機関による有価証券売買の書面取次ぎ業務の解禁

有価証券の販売経路の拡充・多様化を図る観点から、銀行に加え、信用金庫・信用組合・農業協同組合などの協同組織金融機関についても、有価証券売買の書面取次ぎ業務を解禁することとした。

## 4．証券取引所の持株会社制度等の導入

取引所については、グローバルな展開に対応し、取引所の提携・統合を可能とするため、現行の取引所の株主ルールを見直すとともに、持株会社制度を導入することとした。

具体的には、一律5%超の議決権の取得・保有規制を廃止し、50%までの議決権の取得・保有を可能とするとともに、20%以上の議決権の保有については不適格者が保有しないよう認可制とした。また、持株会社については、設立の際認可を要することとし、取引所と同じ株主ルールを課した上で、取引所の株式を全て取得・保有できることとした。

## 5．許可外国証券業者制度の導入

金融取引のグローバル化が進む中、我が国の取引所が国際的な市場間競争に適切に対応し、積極的な海外展開を行うことを可能とする必要がある。このような要請を踏まえ、海外の証券業者が、国内に支店を設置することなく、我が国の取引所市場の会員等となって直接発注することが可能となるよう制度整備を行った。

具体的には、国内に支店を設置しない海外の証券業者が、我が国取引所市場へ直接参加する場合には、国内に代表者を設置することが義務付けられ、当該外国証券業者を監督・監視する外国規制当局から必要な情報の提供が受けられる体制などの整備等を条件として許可を受けた上で、参加が認められることとした。

## 6. 証券会社による投資一任業務等の兼業に係る規制の適正化

証券会社における資産管理・運用サービスの円滑な提供が行われるよう、ラップ口座などが円滑に実施できる制度とした。我が国では、平成10年の金融システム改革の際に、ラップ口座の開設などができるよう、証券会社による投資一任業務の兼業を可能としたが、証券会社が投資一任業務を行った際には自己勘定による売買の内容を顧客に開示するなどの義務が課されていたことなどから、実際にはなかなか進んでいなかった。

そこで、証券会社において証券業部門と投資一任業務部門との間の厳格なファイアーウォールなどが整備されていることを条件に、この開示義務を免除することや、証券会社が投資一任業務等を兼業した場合、証券業以外の業務を営むために必要な兼業承認を届出制とすることなどにより、資産管理型営業に向けた環境整備を行った。

## 7. その他

その他、信託銀行に係る投資一任業務の解禁、海外取引所端末の国内設置に係るルールの明確化などについても制度整備を行った。

なお、今回の法改正については、原則として平成16年4月1日から施行されるが、協同組織金融機関による有価証券売買の書面取次ぎ業務の解禁については、平成15年6月30日から他の項目に先立って施行されている。

### 第3節 公認会計士法の改正（資料5 - 3 - 1参照）

#### 経緯

公認会計士監査の充実・強化のための公認会計士制度の見直しについては、平成13年1月29日の内閣総理大臣及び金融庁長官の諮問「公認会計士制度を取り巻く環境の変化を見据え、公認会計士監査の一層の充実強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備に向けて、公認会計士制度の改善に関する事項について審議を求める。」を受け、金融審議会の公認会計士制度部会において検討が行われることとなった。

また、エンロン社、ワールド・コム社等の不正会計事件に対する米国の対応を始めとして、諸外国においても監査を巡る制度についての積極的な取組みが見られる中、国際的な環境のもとに置かれている我が国の資本市場についても公認会計士監査制度の改革に取り組むことが喫緊の課題となった。

平成14年8月6日に公表された「証券市場の改革促進プログラム」においては、「米国の不正会計事件を教訓として、監査法人等に対する監督の強化について、検討結果を早急に取りまとめる」とともに、「適正な監査の充実・強化を図るため、公認会計士の人数の拡大と質の向上など公認会計士制度のあり方について検討を進め、早急に結論を得る」旨が明記され、更に平成14年10月30日に公表された経済財政諮問会議「改革加速のための総合対応策」においても、「市場の公正性・透明性を確

保するため、公認会計士制度の在り方の見直し（人数の拡大と質の向上等）などにより、会計・監査の充実・強化を図る」ことが盛り込まれた。

そして、平成 14 年 12 月 17 日に金融審議会公認会計士制度部会がそれまでの検討結果を取りまとめた部会報告「公認会計士監査制度の充実・強化」（資料 5 - 3 - 2 参照）を公表し、その内容を踏まえつつ検討がなされ、平成 15 年 3 月 14 日に「公認会計士法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法案は、平成 15 年 5 月 22 日に衆議院で可決され、同月 30 日に参議院で可決され成立した（6 月 6 日公布）。

## 法律の目的

本法律の目的は、証券市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士及び監査法人の独立性の強化、公認会計士及び監査法人に対する監視・監督機能の充実・強化及び公認会計士試験制度の見直しなどの措置を定めることにより、公認会計士監査の充実及び強化を図ることである。

## 法律の概要

### 1．公認会計士の使命及び職責の明確化

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする旨の使命規定、及び公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない旨の職責規定を設けることとした。

### 2．公認会計士・監査法人の独立性の強化

(1) 公認会計士及び監査法人が、商法特例法監査対象会社（一定規模未満のものは除く。）証券取引法監査対象会社等（以下「大会社等」）から内閣府令で定める非監査証明業務により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等に対して監査証明業務を行うことを禁止することとした。

(2) 公認会計士が七会計期間以内の政令で定める期間継続して同一の大会社等に対して監査関連業務を行った場合には、政令で定める会計期間、当該大会社等に対して監査関連業務を行うことを禁止することとした。

ただし、やむを得ない事情があると認められる場合において、会計期間ごとに内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでないこととした。

また、監査法人においても、七会計期間以内の政令で定める期間継続して同一の大会社等に対して監査関連業務を行った社員に、政令で定める会計期間、

当該大会社等に対する監査関連業務を行わせてはならないこととした。

(3) 公認会計士は、会社等に対して監査証明業務を行った会計期間の翌会計期間終了までの間は、当該会社等の役員等に就いてはならないこととした。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合において、内閣総理大臣の承認を得たときは、この限りでないこととした。

(4) 監査法人の関与社員が関与した会社等の役員等に就任した場合には、当該監査法人はその翌会計期間まで当該会社等に対して監査証明業務を行ってはならないこととした。

### 3. 公認会計士・監査法人に対する監視・監督の機能の充実・強化

(1) 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当と認めるときは、監査証明業務に関し、公認会計士及び監査法人等に対し立入検査ができることとした。

(2) 内閣総理大臣は、公認会計士、監査法人及び日本公認会計士協会等に対する検査等の権限を公認会計士・監査審査会に委任することとし、その検査の結果に基づき、これらの者の監査証明業務又は事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣に勧告できるものとした。

### 4. 公認会計士試験制度の見直し

(1) 公認会計士試験を短答式試験と論文式試験による一段階二回の試験とし、短答式試験は、財務会計論・管理会計論・監査論・企業法の四科目について行うこととし、論文式試験は、会計学、監査論、企業法、租税法、選択科目（経営学、経済学、民法又は統計学のうち一科目）の五科目について行うこととした。

#### (2) 短答式試験科目の一部免除

ア．学校教育法 68 条の 2 第 1 項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令に定めるものを授与された者に対しては、政令で定める科目を免除することとした。

イ．税理士試験に合格した者及び税理士試験を免除された者等に対しては財務会計論を、短答式試験の科目に関連する事務に従事した期間が通算して七年以上である者として政令で定める者に対しては、政令で定める科目を免除することとした。

ウ．短答式試験の合格者に対しては、合格発表後二年間のうちに行われる短答式試験を免除することとした。

#### (3) 論文式試験科目の一部免除

ア．税理士試験に合格した者及び税理士試験を免除された者には租税法の科目

を免除すること等とした。

イ．科目合格制を採用し、受験した科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者については、当該科目の試験を合格発表の日から二年間免除することとした。

(4) 業務補助等の期間は、公認会計士試験の前後を問わないこととするとともに、現行の第三次試験の受験要件から、公認会計士の登録のための要件とした。

(5) 実務補習は、内閣総理大臣の認定を受けた実務補習団体等において行い、実務補習の内容、方法等が基準に照らし適当でないときは、内閣総理大臣が必要な指示をすることができることとした。また、実務補習団体等は、その受講者がすべての実務補習の課程を終えたときは、遅滞なく当該実務補習の状況を書面で内閣総理大臣に報告するものとし、内閣総理大臣は、報告に基づき、受講者について、実務補習の修了の確認を行うこととした。

#### 5．指定社員制度の導入

(1) 監査法人は、特定の証明について、業務を担当する社員を指定することができることとし、指定された証明(以下「指定証明」)については、指定を受けた社員(以下「指定社員」)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負うとともに、監査法人を代表することとした。

(2) 指定証明に関し被監査会社等に対して負担することとなった監査法人の債務をその監査法人の財産をもって完済することができないときは、指定社員のみが無限連帯責任を負うこととした。

#### 6．その他

広告事項の制限を廃止するほか、監査法人の設立等についての認可制を届出制に改めるなど所要の措置を行うこととした。

#### 7．施行期日

本法律は平成16年4月1日から施行することとした。ただし、試験制度の見直しに係る部分については、平成18年1月1日から施行することとした。

### 第4節 その他証券市場等に関する各種施策

インサイダー取引規制に係る公表措置の見直し(資料5-4-1参照)

#### 1．経緯

インサイダー取引規制においては、上場会社等の未公表の重要事実を知ってい

る会社関係者等は、当該重要事実が公表される前に、当該上場会社等の発行する有価証券を取引することが禁止されている。

このインサイダー取引規制が解除される公表措置には、現在、重要事実が記載された有価証券報告書等の財務局における公衆縦覧、2以上の報道機関への重要事実の公開後12時間経過、の2つがあるが、上場会社等のホームページに重要事実が掲載されても公表措置とはならず、一方、会社関係者から重要事実の伝達を受けた者（第一次情報受領者）もインサイダー取引規制の対象とされているため、上場会社等が重要事実をホームページに掲載すると、それを見た者は第一次情報受領者として取り扱われるおそれがある。

このため、企業によっては、報道機関への公開後12時間は重要事実をホームページに掲載することを控えており、企業のIR（Investor Relations）活動を阻害しているとの指摘もある。

こうした不都合を解消すべく、平成14年8月6日に公表した「証券市場の改革促進プログラム」において、「インターネットの普及を踏まえ、企業のタイムリーなディスクロージャーが円滑に行われるよう、インサイダー取引規制に係る関連規定を見直す」こととされ、関係機関とも調整の上、具体的な検討を行ってきたものである。

## 2. 見直しの概要

証券取引法施行令及び会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令の一部改正を行い、上場会社等からその上場等を行っている証券取引所等の規則に基づき通知された重要事実が、当該証券取引所等においてインターネットを通じて公衆縦覧された場合を、新たにインサイダー取引規制上の公表措置に加えることとした（平成15年6月27日公布、平成16年2月1日施行）。

この措置によって証券取引所等に通知された重要事実がリアルタイムで公衆縦覧されることとなり、上場会社等も自社のホームページ等においてすみやかにディスクロージャーを行うことができるようになる。

## 証券決済制度の改革

### 1. 経緯

証券決済システムは証券市場の国際競争力を左右する制度的基盤であり、証券取引のグローバル化の下で、この証券決済システムをより安全で効率性の高いものに改革していくことが重要である。金融庁は、法務省をはじめとする関係省庁や市場関係者とともに証券決済制度の改革に取り組み、平成13年6月には「短期社債等の振替に関する法律」等により、コマーシャルペーパー（CP）のペーパーレス化及びCPに係る振替制度の創設等の法整備を行った。

さらに、これらの法整備に留まることなく、包括的な証券決済法制の対象拡大など証券市場の一層の整備に向けた検討を継続し、平成14年6月には「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（法

務省・財務省と共管。以下「証券決済システム改革法」という。)により、  
券面を必要としない統一的な証券決済法制の対象をCPから社債、国債等へ拡大し、  
単層構造の仕組みを発展させて、一般投資家が証券会社・銀行等に口座を開設することを可能とする多層構造の振替決済制度を創設し、  
安全かつ効率的な決済を行うためにより有効な清算を可能とするための制度整備を行う  
など、決済の迅速化・確実化をはじめとする証券市場の整備のための所要の法整備を行った。

その後、証券市場の構造改革の一環として、平成14年8月の「証券市場の改革促進プログラム」において証券決済システムの整備を掲げ、具体的施策として、証券決済システム改革法により導入された社債等振替制度や清算機関制度などの新しい証券決済制度の円滑な実施を図るため、政省令の策定や税制の整備等を行った。

## 2. 新しい証券決済制度の円滑な実施を図るための措置の概要

社債等振替制度や清算機関制度などの新しい証券決済制度を円滑に実施するため、政省令の策定や税制の整備等、所要の措置を講じている。

(1) 「社債等の振替に関する法律施行令」、「一般振替機関の監督に関する命令」、「加入者保護信託に関する命令」、「証券取引清算機関等に関する内閣府令」等の関係政省令を策定し、以下の事項について整備を行った。(平成14年12月公布、平成15年1月施行。)

- ・ 振替制度による権利移転の手續等、振替制度等に係る所要の整備
- ・ 加入者への支払手續等、加入者保護信託制度に係る所要の整備
- ・ 清算機関が対象とする取引範囲の明確化等、清算機関制度に係る所要の整備等

(2) 清算機関が受け取る公社債利子の源泉徴収不適用、加入者保護信託へ支払う負担金の損金算入等の加入者保護信託制度の円滑な実施に必要な税制整備を内容とする税制改正要望を行い、措置されることとなった。(なお、加入者保護信託に関する税制整備のうち、加入者保護信託により補償を受けた者の課税関係に関する措置については、平成15年5月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」において行われた。)

(3) 新しい証券決済制度が実施されたことを受けて、実務面について次のように対応を行った。

日本証券クリアリング機構(統一清算機関)に清算機関の免許を付与し、同機構が平成15年1月14日に稼働を開始した。

セーフティネットである加入者保護信託制度について信託契約を認可し、同制度が平成15年1月17日に開始した。

日本銀行を国債に関する振替機関として指定し、新制度に基づく国債振替決済制度が平成 15 年 1 月 27 日に稼働を開始した。

証券保管振替機構を新制度における振替機関として指定し、新制度に基づくペーパーレス CP（短期社債）の振替制度が平成 15 年 3 月 31 日に稼働を開始した。

## ディスクロージャー制度の整備

### 1. 金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」に基づく整備（資料 5 - 4 - 2 参照）

平成 14 年 12 月 16 日に公表された金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」に基づき、ディスクロージャー制度の整備を行うため、「証券取引法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 116 号）」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成 15 年内閣府令第 28 号）」により証券取引法施行令及びディスクロージャー制度関係の内閣府令の改正（平成 15 年 4 月 1 日施行）を行うとともに、ディスクロージャー制度関係の事務ガイドラインを改正した。主な改正の概要は以下のとおりである。

#### （1）有価証券報告書等における「コーポレート・ガバナンスに関する情報」、「リスクに関する情報」及び「経営者による財務・経営成績の分析（MD & A）」についての開示の充実

##### ア．概要

「コーポレート・ガバナンスに関する情報」、「リスクに関する情報」及び「経営者による財務・経営成績の分析（MD & A）」については、有価証券報告書及び有価証券届出書の様式にそれぞれ「コーポレート・ガバナンスの状況」、「事業等のリスク」及び「財政状態及び経営成績の分析」の項目を新設し、提出会社に係るコーポレート・ガバナンスに関する事項（内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備の状況、役員報酬の内容（社内取締役と社外取締役に区分）、監査報酬の内容（監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分）等）並びに連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）に係るリスクに関する事項（特定の取引先への依存、重要な訴訟事件の発生等のリスク情報）及び財政状態及び経営成績についての代表者による分析の内容（経営成績に重要な影響を与える要因についての分析等）を記載することとした。

##### イ．適用

「コーポレート・ガバナンスの状況」、「事業等のリスク」及び「財政状態及び経営成績の分析」の記載については、有価証券報告書の場合、施行日（平成 15 年 4 月 1 日）以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用することとした。

ただし、施行日前に開始した事業年度に係る有価証券報告書のうち施行日

以後に提出するものについて適用することもできることとした。

(2) 有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する代表者の確認

ア. 概要

有価証券報告書等（有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書）の提出会社の代表者が、当該有価証券報告書等に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面（「確認書」）を当該有価証券報告書等に添付しようとする場合には、当該確認書を当該有価証券報告書等の添付書類とすることとした。

当該確認書には、おおむね、有価証券報告書等の記載内容が適正であることを確認した旨、当該確認を行うに当たり財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容等を記載し、当該確認を行った代表者がその役職を表示して自署し、かつ、自己の印を押印する旨をガイドライン（企業内容等の開示に関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局））に示した。

イ. 適用

当該確認書の有価証券報告書等への添付に係る規定は、有価証券報告書の場合、施行日（平成 15 年 4 月 1 日）以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から添付することができることとした。

ただし、施行日前に開始した事業年度に係る有価証券報告書のうち施行日以後に提出する有価証券報告書についても添付することができることとした。

(3) 「適格機関投資家」の範囲の拡大

ベンチャー企業、中小企業が行う株式、社債等の発行による事業資金の調達先である「適格機関投資家」の範囲を拡大することにより、「プロ私募」市場の活性化を図り円滑な資金調達を実現する観点から、一定の要件を満たす短資会社、ベンチャー・キャピタル会社、厚生年金基金等を新たに「適格機関投資家」の範囲に含めるとともに、事業会社については従来の要件を緩和することにより対象となる範囲を拡大した。

(4) 少人数私募における50名カウントからの『適格機関投資家』の除外

「有価証券の募集」に該当するか否かを判定する「勧誘の相手方の人数」の計算において、次のすべての要件に該当する場合には、当該勧誘の相手方である適格機関投資家を除いて計算することとした。

- ① 当該勧誘の相手方である適格機関投資家が250名以下であること。
- ② 次に掲げる旨を定めた譲渡契約を締結すること取得の条件として、適格機関投資家に対する勧誘が行われること。
  - Ⓐ 当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

- ② 当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること等を記載した書面をあらかじめ又は同時に交付すること。
- ③ 当該有価証券（株券、新株予約権証券等を除く。）に転売制限が付されていること。

(5) エクイティ関連商品の「プロ私募」の適用

「プロ私募」の対象にエクイティ関連商品を加えることとし、新たに「プロ私募」の対象とする株券、新株予約権付社債券等について、有価証券の種類ごとに要件を規定した。

株券、新株予約権証券等については、次に掲げるすべての要件に該当する場合とした。

- ① 当該株券、当該新株予約権証券に表示された権利の行使により取得されることとなる株券の発行者が法第24条第1項各号のいずれかに該当する株券を既に発行している者でないこと。
- ② 当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しない旨を定めた譲渡契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

(6) 公開買付規制の適用除外要件の拡大

事業再編の迅速化、手続の簡素化の観点から、著しく少数の者からの株券等の買付け等（「特定買付け等」）（総株主の議決権の3分の1を超える場合に限る。）に係る公開買付規制の適用除外要件を拡大することとし、法人等が行う特定買付け等のうち「兄弟会社」からの株券等の買付け等、買付会社と当該買付会社の3親等以内の法人等の集団（「関係法人等」）全体で他の会社の総株主の議決権の3分の1を超える議決権を所有する場合における当該関係法人等からの当該他の会社の株券等の買付け等などについて、公開買付制度の適用除外とすることとした。

(7) その他の整備

上記のほか、ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化等を図る観点から次のような整備を行った。

- ① 株式移転により新設された持株会社の発行登録制度利用適格要件の緩和
- ② 組込方式の有価証券届出書についての効力発生期間の短縮
- ③ 電子開示システム（EDINET）により提出される訂正発行登録書に係る発行登録の効力停止期間の短縮
- ④ 更生手続中の有価証券報告書提出会社についての有価証券報告書提出義務の免除
- ⑤ 未上場・未登録外国会社の発行登録制度利用適格要件の拡大

## 2. 商法等の改正に伴う規定の整備

商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等の改正(「商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)」による改正)により、平成15年4月1日から「委員会等設置会社」制度が創設されたこと等に伴い、委員会等設置会社における「会社の役員」に「執行役」を追加する等、証券取引法施行令、関係内閣府令の規定の整備や有価証券報告書等の様式の整備を行った(「証券取引法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第116号)」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成15年内閣府令第28号)」による。)

## 3. 大量保有報告書等の提出・縦覧手続の電子化に係る規定の整備等(資料5-4-3・4参照)

証券取引法に基づく開示書類等の提出・縦覧手続の電子化(当該提出・縦覧手続を開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して行うもの)については、平成13年6月1日から有価証券報告書等、平成14年6月1日から有価証券届出書等と順次適用され、政令で定める日(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成12年法律第96号)附則5四)から適用することとされていた大量保有報告書、変更報告書等に係る提出・縦覧手続の適用日を平成15年6月1日とすることとし、大量保有報告書の様式をEDINETに対応したものに改正する等規定の整備を行った(「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成15年政令第230号)」及び「証券取引法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第231号)」並びに「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成15年内閣府令第59号)」による。)

## 4. 私募市場の活性化

我が国の私募市場の活性化を図る観点から、私募市場への非居住者の参加を促進するため、「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成15年内閣府令第63号)」により次に掲げる非居住者を適格機関投資家の範囲に追加することとした(平成15年7月1日施行)。

外国の法令に準拠して外国において銀行業、証券業等を行う者(個人を除き、最低資本金等の要件を満たすもの)のうち、金融庁長官に届出を行った者

外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関のうち金融庁長官に届出を行った者

有価証券報告書を提出している外国会社で、毎年7月1日現在における最近事業年度及びその直前事業年度に係る有価証券報告書に記載された財務書類における「有価証券」及び「投資有価証券」に相当するものの合計金額が100億円以上であるもののうち金融庁長官に届出を行った者

また、平成15年4月16日に産業再生機構が設立されたことを受け、「証券取引

法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成 15 年内閣府令第 56 号）」により「株式会社産業再生機構」を適格機関投資家の範囲に追加した（平成 15 年 5 月 13 日施行）。